

## 【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
タイトル	<u>【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)</u>	店頭外国為替証拠金取引説明書( C-NEX )
前文	<p>店頭外国為替証拠金取引をされるにあたっては、<u>本取引説明書</u>の内容を十分に読んでご理解ください。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、<u>本取引説明書</u>のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引をされるにあたっては、<u>本説明書</u>の内容を十分に読んでご理解ください。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、<u>本説明書</u>のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>
目次	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について…………… 1</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて…………… 5</p> <p>・口座開設について…………… 5</p> <p>・本人確認書類の提出…………… 7</p> <p>・取引の方法…………… 7</p> <p>・証拠金…………… 9</p> <p>・決済に伴う金銭の授受 …… 10</p> <p>・税金について…………… 11</p> <p>・API機能について…………… 11</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて…………… 13</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為…………… 16</p> <p>当社の概要について…………… 19</p> <p>外国為替証拠金取引に関する主要な用語…………… 22</p> <p>ワイジェイ FX 株式会社「C-NEX」取引概要…………… 25</p> <p><u>本取引説明書</u>は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について…………… 1</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて…………… 6</p> <p>・口座開設について…………… 6</p> <p>・本人確認書類の提出…………… 8</p> <p>・取引の方法…………… 9</p> <p>・証拠金…………… 11</p> <p>・決済に伴う金銭の授受…………… 13</p> <p>・<u>益金に係る税金</u>…………… 14</p> <p>・API機能について…………… 15</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて…………… 17</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為…………… 21</p> <p>当社の概要について…………… 24</p> <p>外国為替証拠金取引に関する主要な用語…………… 27</p> <p>ワイジェイ FX 株式会社「C-NEX」取引概要…………… 31</p> <p><u>本説明書</u>は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p>

<p><b>店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について</b></p>	<p>1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動により<u>スワップポイント</u>（本取引説明書の外国為替証拠金取引に関する<u>主要な用語</u>で説明しています。）が受け取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。</p> <p>2. 相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がり、意図した取引ができない可能性があります。 ※「ビッド」、「オファー」、「スプレッド」等の用語は、本取引説明書の「<u>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語</u>」において、説明しています。</p> <p>(省略)</p> <p>8. お客さまが本サービスで行う取引は、当社が提供している CURRENEX 取引画面および API (※) を通して取引を行います（以下、「本取引」といいます）。本取引に係る決済は、全て、以下の PB（プライムブローカー）一行に集約され、決済される仕組みとなっています。 ※CURRENEX 取引画面および API は並行利用ができません。 ※API 機能とは、お客さまご自身でご導入・ご利用されるプログラム等によって C-NEX の取引を行うために必要な機能および情報等をいいます。</p> <p>(省略)</p> <p>11. 当社は「C-NEX」において、お客さまの求めに応じて、審査の上で API 機能 (※) を提供することがありますが、当社は API 機能の利用の推奨は行っておらず、API 機能をご利用される場合は、お客さまご自身の責任と管理、制御の下に十分注意をいただいた上でご導入・ご利用をしていただきますようお願いいたします。当社は、いかなる場合であってもお客さまの API 機能のご導入・ご利用に関する一切の責任を負いません。また、API 機能および API 機能を利用して C-NEX の取引を行うためにお客さまご自身でご導入・ご利用されるプログラム等については当社カスタマーサポートの対象外となり、お電話やお問い合わせフォームでのお問い合わせはお受けいたしかねますのであらかじめご了承ください。 <u>(削除)</u></p>	<p>1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動により<u>スワップポイント</u>が受け取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。</p> <p>2. 相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がり、意図した取引ができない可能性があります。 <u>(記載なし)</u></p> <p>(省略)</p> <p>8. お客さまが本サービスで行う取引は、当社が提供している CURRENEX 取引画面および API (※) を通して取引を行います（以下、「本取引」といいます）。取引に係る決済は、全て、以下の PB（プライムブローカー）一行に集約され、決済される仕組みとなっています。 ※CURRENEX 取引画面および API は並行利用ができません。 <u>(記載なし)</u></p> <p>(省略)</p> <p>11. 当社は「C-NEX」において、お客さまの求めに応じて、審査の上で API 機能 (※) を提供することがありますが、当社は API 機能の利用の推奨は行っておらず、API 機能をご利用される場合は、お客さまご自身の責任と管理、制御の下に十分注意をいただいた上でご導入・ご利用をしていただきますようお願いいたします。当社は、いかなる場合であってもお客さまの API 機能のご導入・ご利用に関する一切の責任を負いません。また、API 機能および API 機能を利用して C-NEX の取引を行うためにお客さまご自身でご導入・ご利用されるプログラム等については当社カスタマーサポートの対象外となり、お電話やお問い合わせフォームでのお問い合わせはお受けいたしかねますのであらかじめご了承ください。 ※API 機能とは、お客さまご自身でご導入・ご利用されるプログラム等によって C-NEX の取引を行うために必要な機能および情報等をいいます。</p>
---	--	---

<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆ 口座開設について</p>	<p>当社所定の方法にて、店頭外国為替証拠金取引サービス「C-NEX」の口座開設お申し込みを受付いたします。</p> <p>お問い合わせ等は YJFX!お客さまサービスセンターでお受けいたします。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。当社で店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただくにあたっては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>① <u>店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組み、リスクおよび取引条件等について、【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引約款（以下「約款」といいます。）および本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していただくこと。</u></p> <p>② 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>（個人のお客さまの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。</li> <li>●ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</li> <li>●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。</li> <li>●ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。</li> <li>●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</li> <li>●日本国内に居住する 20 歳上の行為能力を有する個人であること。</li> <li>●約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。</li> </ul> <p>（省略）</p> <p>（法人のお客さまの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。</li> <li>●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。</li> <li>●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。</li> <li>●取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</li> <li>●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。</li> <li>●法人の電子メールアドレスをお持ちであること。</li> </ul>	<p>当社所定の方法にて、店頭外国為替証拠金取引サービス「C-NEX」の口座開設お申し込みを受付いたします。</p> <p>お問い合わせ等は YJFX!お客さまサービスセンターでお受けいたします。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。当社で店頭外国為替証拠金取引口座を開設していただくにあたっては、原則として次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>① <u>店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスク、ならびに本取引の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク等について、約款および本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していただくこと。</u></p> <p>② 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>（個人のお客さまの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。</li> <li>●ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</li> <li>●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。</li> <li>●ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。</li> <li>●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</li> <li>●日本国内に居住する 20 歳上の行為能力を有する個人であること。</li> <li>●本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。</li> </ul> <p>（省略）</p> <p>（法人のお客さまの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社の説明書等に基づき英語で表示された取引画面等の UI (User Interface) および一部英語表記で作成された取引マニュアル等を理解できる十分な能力を有すること。</li> <li>●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。</li> <li>●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。</li> <li>●取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。</li> <li>●当社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとることができること。</li> <li>●法人の電子メールアドレスをお持ちであること。</li> </ul>
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</li> <li>●約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 (省略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面または電磁的方法によりご承諾いただけること。</li> <li>●本約款に定めるお客さまの義務に違反していないこと。 (省略)</li> </ul>																								
<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆取引の方法</p>	<p>当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次の通りです。</p> <p>a. 取引の対象通貨ペアは、以下の組み合わせとなります。</p> <p>通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨(以下「取引通貨」といいます。)1単位に対して右側の通貨(以下「変動通貨」といいます。)で売買するのに必要な金額で表示されます。</p> <table border="1" data-bbox="454 480 1227 1034"> <tr> <td><u>USD/JPY (米ドル/円)</u></td> <td><u>EUR/JPY (ユーロ/円)</u></td> <td><u>GBP/JPY (英ポンド/円)</u></td> </tr> <tr> <td><u>AUD/JPY (豪ドル/円)</u></td> <td><u>NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)</u></td> <td><u>CAD/JPY (カナダドル/円)</u></td> </tr> <tr> <td><u>CHF/JPY (スイスフラン/円)</u></td> <td><u>ZAR/JPY (南アフリカランド/円)</u></td> <td><u>EUR/USD (ユーロ/米ドル)</u></td> </tr> <tr> <td><u>GBP/USD (英ポンド/米ドル)</u></td> <td><u>AUD/USD (豪ドル/米ドル)</u></td> <td><u>NZD/USD (ニュージーランドドル/米ドル)</u></td> </tr> <tr> <td><u>USD/CHF (米ドル/スイスフラン)</u></td> <td><u>EUR/CHF (ユーロ/スイスフラン)</u></td> <td><u>GBP/CHF (英ポンド/スイスフラン)</u></td> </tr> <tr> <td><u>AUD/CHF (豪ドル/スイスフラン)</u></td> <td><u>CAD/CHF (カナダドル/スイスフラン)</u></td> <td><u>EUR/GBP (ユーロ/英ポンド)</u></td> </tr> <tr> <td><u>EUR/AUD (ユーロ/豪ドル)</u></td> <td><u>GBP/AUD (英ポンド/豪ドル)</u></td> <td><u>EUR/CAD (ユーロ/カナダドル)</u></td> </tr> <tr> <td><u>GBP/CAD (英ポンド/カナダドル)</u></td> <td><u>AUD/CAD (豪ドル/カナダドル)</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>b. 取引通貨の単位は、各通貨ペアに共通で、10,000通貨単位以上、0.01通貨単位となります。ただし、決済(反対売買時)における取引通貨の単位が1通貨単位以上となるため、1通貨未満のお取引は行わないようお願いいたします。</p> <p>※1通貨単位未満のポジションが残る場合は、お問い合わせによる対応となります。</p> <p>当社所定の方法にて決済させていただきますので、お客さまサービスセンターまでお電話ください。</p> <p>※1回の注文数量(新規および決済)の上限は、通貨ペアごとに10億USD相当額までとします。</p>	<u>USD/JPY (米ドル/円)</u>	<u>EUR/JPY (ユーロ/円)</u>	<u>GBP/JPY (英ポンド/円)</u>	<u>AUD/JPY (豪ドル/円)</u>	<u>NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)</u>	<u>CAD/JPY (カナダドル/円)</u>	<u>CHF/JPY (スイスフラン/円)</u>	<u>ZAR/JPY (南アフリカランド/円)</u>	<u>EUR/USD (ユーロ/米ドル)</u>	<u>GBP/USD (英ポンド/米ドル)</u>	<u>AUD/USD (豪ドル/米ドル)</u>	<u>NZD/USD (ニュージーランドドル/米ドル)</u>	<u>USD/CHF (米ドル/スイスフラン)</u>	<u>EUR/CHF (ユーロ/スイスフラン)</u>	<u>GBP/CHF (英ポンド/スイスフラン)</u>	<u>AUD/CHF (豪ドル/スイスフラン)</u>	<u>CAD/CHF (カナダドル/スイスフラン)</u>	<u>EUR/GBP (ユーロ/英ポンド)</u>	<u>EUR/AUD (ユーロ/豪ドル)</u>	<u>GBP/AUD (英ポンド/豪ドル)</u>	<u>EUR/CAD (ユーロ/カナダドル)</u>	<u>GBP/CAD (英ポンド/カナダドル)</u>	<u>AUD/CAD (豪ドル/カナダドル)</u>		<p>当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次の通りです。</p> <p>a. 取引の対象は、<u>USD/JPY (米ドル/円)</u>、<u>EUR/JPY (ユーロ/円)</u>、<u>GBP/JPY (英ポンド/円)</u>、<u>AUD/JPY (豪ドル/円)</u>、<u>NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)</u>、<u>CAD/JPY (カナダドル/円)</u>、<u>CHF/JPY (スイスフラン/円)</u>、<u>ZAR/JPY (南アフリカランド/円)</u>、<u>EUR/USD (ユーロ/米ドル)</u>、<u>GBP/USD (英ポンド/米ドル)</u>、<u>AUD/USD (豪ドル/米ドル)</u>、<u>NZD/USD (ニュージーランドドル/米ドル)</u>、<u>USD/CHF (米ドル/スイスフラン)</u>、<u>EUR/CHF (ユーロ/スイスフラン)</u>、<u>GBP/CHF (英ポンド/スイスフラン)</u>、<u>AUD/CHF (豪ドル/スイスフラン)</u>、<u>CAD/CHF (カナダドル/スイスフラン)</u>、<u>EUR/GBP (ユーロ/英ポンド)</u>、<u>EUR/AUD (ユーロ/豪ドル)</u>、<u>GBP/AUD (英ポンド/豪ドル)</u>、<u>EUR/CAD (ユーロ/カナダドル)</u>、<u>GBP/CAD (英ポンド/カナダドル)</u>、<u>AUD/CAD (豪ドル/カナダドル)</u>の組み合わせとなります。</p> <p>b. 取引単位は、各通貨組み合わせに共通で、組み合わせのうちの外国通貨10,000通貨単位以上、0.01通貨単位となります。ただし、決済(反対売買時)における取引単位が1通貨単位以上となるため、1通貨未満のお取引は行わないようお願いいたします。</p> <p>※1通貨単位未満のポジションが残る場合は、お問い合わせによる対応となります。</p> <p>当社所定の方法にて決済させていただきますので、お客さまサービスセンターまでお電話ください。</p> <p>※1回の注文数量(新規および決済)の上限は、通貨ペアごとに10億USD相当額までとします。</p>
<u>USD/JPY (米ドル/円)</u>	<u>EUR/JPY (ユーロ/円)</u>	<u>GBP/JPY (英ポンド/円)</u>																								
<u>AUD/JPY (豪ドル/円)</u>	<u>NZD/JPY (ニュージーランドドル/円)</u>	<u>CAD/JPY (カナダドル/円)</u>																								
<u>CHF/JPY (スイスフラン/円)</u>	<u>ZAR/JPY (南アフリカランド/円)</u>	<u>EUR/USD (ユーロ/米ドル)</u>																								
<u>GBP/USD (英ポンド/米ドル)</u>	<u>AUD/USD (豪ドル/米ドル)</u>	<u>NZD/USD (ニュージーランドドル/米ドル)</u>																								
<u>USD/CHF (米ドル/スイスフラン)</u>	<u>EUR/CHF (ユーロ/スイスフラン)</u>	<u>GBP/CHF (英ポンド/スイスフラン)</u>																								
<u>AUD/CHF (豪ドル/スイスフラン)</u>	<u>CAD/CHF (カナダドル/スイスフラン)</u>	<u>EUR/GBP (ユーロ/英ポンド)</u>																								
<u>EUR/AUD (ユーロ/豪ドル)</u>	<u>GBP/AUD (英ポンド/豪ドル)</u>	<u>EUR/CAD (ユーロ/カナダドル)</u>																								
<u>GBP/CAD (英ポンド/カナダドル)</u>	<u>AUD/CAD (豪ドル/カナダドル)</u>																									

	<p>c. 呼び値（変動通貨の最小変動幅）は、1 通貨単位あたり下表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="443 209 1218 443"> <tr> <td>円の場合</td> <td>0.001 円</td> </tr> <tr> <td>米ドルの場合</td> <td>0.00001 米ドル</td> </tr> <tr> <td>スイスフランの場合</td> <td>0.00001 スイスフラン</td> </tr> <tr> <td>英ポンドの場合</td> <td>0.00001 英ポンド</td> </tr> <tr> <td>豪ドルの場合</td> <td>0.00001 豪ドル</td> </tr> <tr> <td>カナダドルの場合</td> <td>0.00001 カナダドル</td> </tr> </table> <p>d. 当社が通貨組み合わせごとにビッド価格とオファー価格を同時に提示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社がお客さまに提示する価格は銀行間市場の価格を参考として決定します。</p> <p>e. 取引画面に提示している価格は、ビッド価格とオファー価格をそれぞれベストレート順に板表示しております。なお、マーケットの状況や、注文の種類、買付・売付の別、数量等によっては、取引画面上に表示されないレートで約定することもございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>f. お客さまが保有するポジション（建玉）は、反対売買にかかる注文が約定した場合に決済されます。なお、決済される建玉は、先入先出法（FIFO）によります。</p> <p>g. ポジションの反対売買による手じまいを行わない場合は、建玉を毎営業日の付け合わせ時間帯終了時に自動的にロールオーバー（本取引説明書の外国為替証拠金取引に関する主要な用語で説明しています。）し、翌営業日に繰り越します。</p> <p>(省略)</p>	円の場合	0.001 円	米ドルの場合	0.00001 米ドル	スイスフランの場合	0.00001 スイスフラン	英ポンドの場合	0.00001 英ポンド	豪ドルの場合	0.00001 豪ドル	カナダドルの場合	0.00001 カナダドル	<p>c. 呼び値の最小変動幅は、1 通貨単位あたり 0.001 円とします。  <u>※ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの場合は1 通貨単位あたり 0.00001 米ドル、米ドル/スイスフラン、ユーロ/スイスフラン、英ポンド/スイスフラン、豪ドル/スイスフラン、カナダドル/スイスフランの場合は1 通貨単位あたり 0.00001 スイスフラン、ユーロ/英ポンドの場合は1 通貨単位あたり 0.00001 英ポンド、ユーロ/豪ドル、英ポンド/豪ドルの場合は1 通貨単位あたり 0.00001 豪ドル、ユーロ/カナダドル、英ポンド/カナダドル、豪ドル/カナダドルの場合は1 通貨単位あたり 0.00001 カナダドルとなります。</u></p> <p>d. 当社が通貨組み合わせごとにビッド価格とオファー価格を同時に提示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社がお客さまに提示する価格は銀行間市場の価格を参考として決定します。</p> <p>e. 取引画面に提示している価格は、ビッド価格とオファー価格をそれぞれベストレート順に板表示しております。なお、マーケットの状況や、注文の種類、買付・売付の別、数量等によっては、取引画面上に表示されないレートで約定することもございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>f. お客さまが保有するポジション（建玉）は、反対売買にかかる注文が約定した場合に手じまわれます。なお、決済される建玉は、先入先出法（FIFO）によります。</p> <p>g. ポジションの反対売買による手じまいを行わない場合は、建玉を毎営業日の付け合わせ時間帯終了時に自動的にロールオーバーし、翌営業日に繰り越します。</p> <p>(省略)</p>
円の場合	0.001 円													
米ドルの場合	0.00001 米ドル													
スイスフランの場合	0.00001 スイスフラン													
英ポンドの場合	0.00001 英ポンド													
豪ドルの場合	0.00001 豪ドル													
カナダドルの場合	0.00001 カナダドル													
<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆証拠金</p>	<p>(1) 証拠金の差し入れ</p> <p>①証拠金は現金のみのお取り扱いとなります。</p> <p>②取引に掛かる取引証拠金は最小取引数量に対し約定金額に個人口座は「4%」、法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値に対し、1 円単位を切り捨てた額となります。</p> <p>(省略)</p>	<p>(1) 証拠金の差し入れ</p> <p>①証拠金は現金のみのお取り扱いとなります。</p> <p>②取引に掛かる取引証拠金は最小取引数量に対し約定金額に 4% (法人口座は 1%) を乗じた値に対し、1 円単位を切り捨てた額となります。</p> <p>(省略)</p>												

<p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆税金について</p>	<p>個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税2.1%（復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額、つまり益金の0.315%が追加的に課税されるものです。）、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかる所得の計算上、益金の額に算入されます。当社は、お客さまの店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p>	<p>年間に決済した取引の取引損益を通算して利益となった場合は、純利益（為替利益－経費）が課税対象になります。よって取引中の金額や入出金した金額分ではございません。</p> <p>また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得（事業所得に該当するものは除きます。）として申告分離課税の対象となり、他の雑所得の金額と合算することができます。</p> <p>最終的な雑所得等の合計額が年間で20万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をしなくてはなりません。</p> <p>平成24年1月1日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税15%、住民税が5%となります。</p> <p>なお、個人の場合、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間にわたり、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた0.315%の付加税が追加的に課税されます。</p> <p>その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>※雑所得とは、年金や恩給等の公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の方が受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金のように、他の9種類の所得（利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得）のいずれにもあたらない所得をいいます。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客さまに店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客さまの住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>なお、詳細につきましては管轄の税務署へ照会するか、または国税庁タックスアンサー</p> <p><a href="http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm">http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm</a>へお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。</p>
---	---	--

<p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p>	<p>(1) <u>お取引開始まで</u></p> <p>a. <u>本取引説明書の交付</u>  初めに、当社 Web サイト上より約款、本取引説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて本取引説明書を熟読し、十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください（約款・本取引説明書の交付、確認書の提出は電磁的方法により行われます。事前に「書面の電磁的方法による交付」への承諾をお願いします。）。</p> <p>b. <u>取引画面等の確認</u>  「C-NEX」では、取引画面は一部英語表記となっています。また、操作マニュアルや各種お客さまへの送付書類についても、一部英語表記となる場合があります。お客さまはこれらを理解し、問題なく操作を行えることが必要となります。</p> <p>c. <u>店頭外国為替証拠金取引口座の開設</u>  店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ、書面またはインターネット上で当社約款等にご同意いただいた上で、店頭外国為替証拠金取引口座開設が必要となります。その際、ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。  <u>なお、口座を開設するには当社所定の一定の投資経験、知識、資力等が必要です。当社は審査のうえ、お客さまに口座開設完了通知を送付致します。当社では、お客さまの適合性に照らして、口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</u></p> <p>d. <u>証拠金の差し入れ</u>  店頭外国為替証拠金取引の注文をする時は、お客さまは当社に所定の証拠金を差し入れる必要があります。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差し入れが必要な時は、これに応じていただきます。  当社は、お客さまより上記の差し入れを受け入れた場合、証拠金受領書を交付するものとします。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) <u>取引の開始</u></p> <p>a. <u>本説明書の交付を受ける</u>  初めに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて本説明書を熟読し、十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください（記載なし）。</p> <p>b. <u>取引画面等の確認</u>  「C-NEX」では、取引画面は一部英語表記となっています。また、操作マニュアルや各種お客さまへの送付書類についても、一部英語表記となる場合があります。お客さまはこれらを理解し、問題なく操作を行えることが必要となります。</p> <p>c. <u>店頭外国為替証拠金取引口座の設定</u>  店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ、書面またはインターネット上で当社約款等にご同意いただいた上で、店頭外国為替証拠金取引口座設定が必要となります。その際、ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。  <u>なお、口座を開設するには当社所定の一定の投資経験、知識、資力等が必要です。</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p>(省略)</p> <p>(3) <u>証拠金の差し入れ</u>  店頭外国為替証拠金取引の注文をする時は、お客さまは当社に所定の証拠金を差し入れる必要があります。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差し入れが必要な時は、これに応じていただきます。  当社は、お客さまより上記の差し入れを受け入れた場合、証拠金受領書を交付するものとします。</p>
----------------------------	---	--

	<p>(3) 建玉の決済 ～ (11) その他 (各記載内容省略)</p>	<p>(4) 建玉の決済 ～ (12) その他 (各記載内容省略)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p>	<p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p>j. 本取引説明書の交付に際し、本取引説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと</p> <p>(省略)</p> <p>u. ①個人顧客の場合 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融 庁長官が定める額（想定元本の4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</p> <p>②法人顧客の場合 <u>店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</u></p> <p>v. ①個人顧客の場合 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p> <p>②法人顧客の場合 <u>店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を</u></p>	<p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理を行うこと（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p>j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと</p> <p>(省略)</p> <p>u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成23年8月1日以降は想定元本の4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</p> <p>v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p>



	<u>預託させることなく取引を継続すること</u>	
当社の概要について 1 商号および名称	ワイジェイ FX 株式会社 ( <u>金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 271 号</u> )	ワイジェイ FX 株式会社 ( <u>第一種・第二種金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 271 号</u> )
当社の概要について 8 当社が契約する 特定第一種金融商品 取引業務に係る 指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 <u>証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</u> 電話：0120-64-5005 URL：http://www.finmac.or.jp/	特定非営利活動法人 <u>証券・金融商品あっせん相談センター</u> 電話：0120-64-5005 URL：http://www.finmac.or.jp/
当社の概要について 9 特定第一種金融 商品取引業務以外 の苦情処理措置お よび紛争解決措置	<u>第二種金融商品取引業務および投資助言業に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</u> 電話：0120-64-5005 URL：http://www.finmac.or.jp/	<u>第二種金融商品取引業務に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」</u> 電話：0120-64-5005 URL：http://www.finmac.or.jp/

<p>当社の概要について</p> <p>10 沿革</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 15 年 9 月</td> <td>株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 11 月</td> <td>店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 3 月</td> <td>資本金 1 億 7 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 12 月</td> <td>資本金 4 億 2 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 6 月</td> <td>信託保全サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 12 月</td> <td>資本金 4 億 9 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 4 月</td> <td>東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>金融先物取引業登録</u> 関東財務局長（金先）第 148 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立	平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始	平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資	平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資	平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始	平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資	平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転		<u>金融先物取引業登録</u> 関東財務局長（金先）第 148 号		株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 15 年 9 月</td> <td>株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 11 月</td> <td>店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 3 月</td> <td>資本金 1 億 7 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 12 月</td> <td>資本金 4 億 2 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 6 月</td> <td>信託保全サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 12 月</td> <td>資本金 4 億 9 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 4 月</td> <td>東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>金融商品取引業登録</u> 関東財務局長（金先）第 148 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立	平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始	平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資	平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資	平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始	平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資	平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転		<u>金融商品取引業登録</u> 関東財務局長（金先）第 148 号		株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う	(省略)	(省略)
年月	内容																																													
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立																																													
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始																																													
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資																																													
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資																																													
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始																																													
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資																																													
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転																																													
	<u>金融先物取引業登録</u> 関東財務局長（金先）第 148 号																																													
	株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う																																													
(省略)	(省略)																																													
年月	内容																																													
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立																																													
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始																																													
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資																																													
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資																																													
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始																																													
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資																																													
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転																																													
	<u>金融商品取引業登録</u> 関東財務局長（金先）第 148 号																																													
	株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う																																													
(省略)	(省略)																																													
<p>外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売建玉（うりたてぎょく） <u>売付取引のうち、未決済のものをいいます。</u> (省略)</li> <li>・ 買建玉（かいたてぎょく） <u>買付取引のうち、未決済のものをいいます。</u> (省略)</li> <li>・ <u>スプレッド</u> <u>スプレッドとは、為替取引においては、ビッド価格（買値）とオファー価格（売値）の差のことをいいます。</u> (省略)</li> <li>・ <u>リーブオーダー</u> <u>お客さまが値段（価格）を指定して売り買いの注文を依頼し預けてある注文のことをいい、一般的には指値注文と逆指値注文等を総称した注文のことをいいます。</u> (省略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売建玉（うりたてぎょく） <u>売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。</u> (省略)</li> <li>・ 買建玉（かいたてぎょく） <u>買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。</u> (省略)</li> <li>・ <u>(記載なし)</u> (省略)</li> <li>・ <u>(記載なし)</u> (省略)</li> </ul>																																												

<p>ワイジェイ FX 株式会社「C-NEX」 取引概要</p> <p>■取引にかかわる用語等</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="398 288 629 496">取引証拠金額</td> <td data-bbox="640 288 1227 496">取引数量×現在レート（MID レート）×4% （法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。） 算出された値の1円単位を切り捨てた額となります。</td> </tr> </table>	取引証拠金額	取引数量×現在レート（MID レート）×4% （法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。） 算出された値の1円単位を切り捨てた額となります。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1261 288 1491 496">取引証拠金額</td> <td data-bbox="1503 288 2067 496">取引数量×現在レート（MID レート）×4% （法人口座は1%） 算出された値の1円単位を切り捨てた額となります。</td> </tr> </table>	取引証拠金額	取引数量×現在レート（MID レート）×4% （法人口座は1%） 算出された値の1円単位を切り捨てた額となります。																
取引証拠金額	取引数量×現在レート（MID レート）×4% （法人口座は「1%」または一般社団法人金融先物協会が過去一定期間の相場変動率を基に週次で算出している「為替リスク想定比率」を乗じた値。） 算出された値の1円単位を切り捨てた額となります。																					
取引証拠金額	取引数量×現在レート（MID レート）×4% （法人口座は1%） 算出された値の1円単位を切り捨てた額となります。																					
<p>ワイジェイ FX 株式会社「C-NEX」 取引概要</p> <p>■取引について</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="398 691 629 786">取引方法</td> <td data-bbox="640 691 1227 786">オンライントレード(インターネットによるお取引) ※パソコンまたは専用アプリからのお取引となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 794 629 1074">決済方法</td> <td data-bbox="640 794 1227 1074">FIFO ネットティング形式  お客さまが保有するポジションは、反対売買に掛かる注文が約定した場合に手じまわれ、決済されるポジションは、先入先出法（FIFO）によります。 ただし、営業日中に反対売買による手じまいを行わないポジションについては、ニューヨーククローズ時に、ロールオーバーを行い、全てのポジションが合算され平均約定価格で、1 ポジションとなります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 1082 629 1137">スワップポイント</td> <td data-bbox="640 1082 1227 1137">ポジションのロールオーバーに伴い発生し、翌営業日にお客さまの資産に加算または、減算されます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 1145 629 1273">取引数量の上限</td> <td data-bbox="640 1145 1227 1273">上限なし ※1回の注文数量（新規および決済）の上限は、通貨ペアごとで 10億 USD 相当額までとします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 1281 629 1361">レバレッジ</td> <td data-bbox="640 1281 1227 1361">【<u>個人口座</u>】 25倍 【<u>法人口座</u>】</td> </tr> </table>	取引方法	オンライントレード(インターネットによるお取引) ※パソコンまたは専用アプリからのお取引となります。	決済方法	FIFO ネットティング形式  お客さまが保有するポジションは、反対売買に掛かる注文が約定した場合に手じまわれ、決済されるポジションは、先入先出法（FIFO）によります。 ただし、営業日中に反対売買による手じまいを行わないポジションについては、ニューヨーククローズ時に、ロールオーバーを行い、全てのポジションが合算され平均約定価格で、1 ポジションとなります。	スワップポイント	ポジションのロールオーバーに伴い発生し、翌営業日にお客さまの資産に加算または、減算されます。	取引数量の上限	上限なし ※1回の注文数量（新規および決済）の上限は、通貨ペアごとで 10億 USD 相当額までとします。	レバレッジ	【 <u>個人口座</u> 】 25倍 【 <u>法人口座</u> 】	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1261 691 1491 786">取引方法</td> <td data-bbox="1503 691 2067 786">オンライントレード(インターネットによるお取引) ※パソコンまたは専用アプリからのお取引となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 794 1491 1074">決済方法</td> <td data-bbox="1503 794 2067 1074">FIFO ネットティング形式  お客さまが保有するポジションは、反対売買に掛かる注文が約定した場合に手じまわれ、決済されるポジションは、先入先出法（FIFO）によります。 ただし、営業日中に反対売買による手じまいを行わないポジションについては、ニューヨーククローズ時に、ロールオーバーを行い、全てのポジションが合算され平均約定価格で、1 ポジションとなります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 1082 1491 1137">スワップポイント</td> <td data-bbox="1503 1082 2067 1137">ポジションのロールオーバーに伴い発生し、翌営業日にお客さまの資産に加算または、減算されます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 1145 1491 1273">取引数量の上限</td> <td data-bbox="1503 1145 2067 1273">上限なし ※1回の注文数量（新規および決済）の上限は、通貨ペアごとで 10億 USD 相当額までとします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 1281 1491 1361">レバレッジ</td> <td data-bbox="1503 1281 2067 1361">25倍（<u>法人口座は100倍</u>）</td> </tr> </table>	取引方法	オンライントレード(インターネットによるお取引) ※パソコンまたは専用アプリからのお取引となります。	決済方法	FIFO ネットティング形式  お客さまが保有するポジションは、反対売買に掛かる注文が約定した場合に手じまわれ、決済されるポジションは、先入先出法（FIFO）によります。 ただし、営業日中に反対売買による手じまいを行わないポジションについては、ニューヨーククローズ時に、ロールオーバーを行い、全てのポジションが合算され平均約定価格で、1 ポジションとなります。	スワップポイント	ポジションのロールオーバーに伴い発生し、翌営業日にお客さまの資産に加算または、減算されます。	取引数量の上限	上限なし ※1回の注文数量（新規および決済）の上限は、通貨ペアごとで 10億 USD 相当額までとします。	レバレッジ	25倍（ <u>法人口座は100倍</u> ）
取引方法	オンライントレード(インターネットによるお取引) ※パソコンまたは専用アプリからのお取引となります。																					
決済方法	FIFO ネットティング形式  お客さまが保有するポジションは、反対売買に掛かる注文が約定した場合に手じまわれ、決済されるポジションは、先入先出法（FIFO）によります。 ただし、営業日中に反対売買による手じまいを行わないポジションについては、ニューヨーククローズ時に、ロールオーバーを行い、全てのポジションが合算され平均約定価格で、1 ポジションとなります。																					
スワップポイント	ポジションのロールオーバーに伴い発生し、翌営業日にお客さまの資産に加算または、減算されます。																					
取引数量の上限	上限なし ※1回の注文数量（新規および決済）の上限は、通貨ペアごとで 10億 USD 相当額までとします。																					
レバレッジ	【 <u>個人口座</u> 】 25倍 【 <u>法人口座</u> 】																					
取引方法	オンライントレード(インターネットによるお取引) ※パソコンまたは専用アプリからのお取引となります。																					
決済方法	FIFO ネットティング形式  お客さまが保有するポジションは、反対売買に掛かる注文が約定した場合に手じまわれ、決済されるポジションは、先入先出法（FIFO）によります。 ただし、営業日中に反対売買による手じまいを行わないポジションについては、ニューヨーククローズ時に、ロールオーバーを行い、全てのポジションが合算され平均約定価格で、1 ポジションとなります。																					
スワップポイント	ポジションのロールオーバーに伴い発生し、翌営業日にお客さまの資産に加算または、減算されます。																					
取引数量の上限	上限なし ※1回の注文数量（新規および決済）の上限は、通貨ペアごとで 10億 USD 相当額までとします。																					
レバレッジ	25倍（ <u>法人口座は100倍</u> ）																					

	<p>100倍</p> <p>なお、<u>選択いただいているレバレッジコースにかかわらず、レバレッジコースに応じて算出した最低取引数量の取引証拠金と、一般社団法人金融先物取引業協会が算出する「為替リスク想定比率」を用いて算出した最低取引数量の取引証拠金のいずれか高い方が適用されます。</u></p> <p><u>※お客さまが選択しているレバレッジコースにより算出された取引証拠金より、低い取引証拠金が適用されることはありません。お客さまが選択しているレバレッジコースによる取引証拠金よりも、「為替リスク想定比率」を用いて算出した取引証拠金が高い場合に適用されるものとなります。</u></p> <p><u>※一般社団法人金融先物取引業協会が算出した「為替リスク想定比率」を取引の額に乗じて得た額以上の取引証拠金額が必要となります。</u></p> <p><u>※「為替リスク想定比率」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用いて、一般社団法人金融先物取引業協会が通貨ペアごとに週次で算出します。詳細については当社および一般社団法人金融先物取引業協会のホームページにて公開しております。</u></p>	
(省略)		(省略)

ワイジェイ FX 株式会社「C-NEX」  
取引概要

■注文の種類と概要

注文の種類	内容
成行	<p><b>【MKT】</b> 実勢レートで約定する注文方法です。 発注した分の全数量が市場に存在しなかった場合には、キャンセルします。</p> <p><b>【GTC】</b> 発注と同時に現レートか、それより有利なレートで約定する注文方法です。 発注した分の数量が市場に存在しなかった場合には、残りの数量が指値注文として残ります。</p> <p><b>【IOC】</b> 発注と同時に現レートか、それより有利なレートで約定する注文方法です。 発注した分の数量が市場に存在しなかった場合には、残りの注文をキャンセルします。 <u>※IOC を選択している場合は、リーブオーダー（本取引説明書の外国為替証拠金取引に関する主要な用語で説明しています。）注文はできません。</u></p> <p>成行注文は、当社のサーバーで受け付けた時間順に処理されます。 ただし、お客様の端末と当社のサーバーとの間の通信時間および当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と、実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。 「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。</p>

(省略)

注文の種類	内容
成行	<p><b>【MKT】</b> 実勢レートで約定する注文方法です。 発注した分の全数量が市場に存在しなかった場合には、キャンセルします。</p> <p><b>【GTC】</b> 発注と同時に現レートか、それより有利なレートで約定する注文方法です。 発注した分の数量が市場に存在しなかった場合には、残りの数量が指値注文として残ります。</p> <p><b>【IOC】</b> 発注と同時に現レートか、それより有利なレートで約定する注文方法です。 発注した分の数量が市場に存在しなかった場合には、残りの注文をキャンセルします。 <u>※IOC を選択している場合は、リーブオーダー注文はできません。</u></p> <p>成行注文は、当社のサーバーで受け付けた時間順に処理されます。 ただし、お客様の端末と当社のサーバーとの間の通信時間および当社サーバーでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と、実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。 「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。</p>

(省略)